官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令（農林水産二一）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　元
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　七

省令

○農林水産省令第二十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年四月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓